奈良県委託事業

令和6年度奈良県喀痰吸引等研修 (第三号研修)について



社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 10 条に定める「認定特定行為業務従事者となるために必要な知識及び技術を習得し、安全かつ適切な喀痰吸引等の医行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする研修です。本研修実施においては、基本研修、指導者養成講習(実地研修の指導者)、を開催します。(基本研修終了後、受講する介護職員等の勤務施設(事業所)等において、実地研修を別途行う必要があります。)

下記の日程で、基本研修を3回実施します。詳しいカリキュラム、募集要項については、奈良県医療・介護保険局地域包括支援課のホームページをご覧ください。

回目 日程 募集定員 40 名	2 回目 日程 募集定員 40 名	3 回目 日程 募集定員 40 名	会場
<mark>(1 日目)</mark> 講義 R6 年 8 月 22 日	(<mark>1日目)</mark> 講義 R6年12月3日	(1日目) 講義 R7年2月6日	1回目: 奈良県社会福祉総合センター(中会議室) (橿原市大久保町 320 番 11 5 階)
(木)		(木)	2回目・3回目:介護労働安定センター 講習室(奈良市大宮町4丁目 266-1 三和大宮ビル 2階)
<mark>(2 日目)</mark> 講義・筆記試験 R6 年 8 月 27 日	(2日目) 講義・筆記試験 R6年12月10日	(2日目) 講義・筆記試験 R7年2月10日	1回目: 奈良県社会福祉総合センター (中会議室) (橿原市大久保町 320 番 11 5 階)
(火)	(火)	(月)	2回目・3回目: 介護労働安定センター講習室(奈良市大宮町4丁目 266-1 三和大宮ビル 2階)
<mark>(3日目)</mark> 演習 R6年9月4日 R (水)	<mark>(3日目)</mark> 演習 R6年12月16 (月)	(3日目) 演習 R7年2月20日 (木)	演習(A グループ・Bグループ午前・午後に分けて実施) 1回目: 奈良県社会福祉総合センター(大会議室) (橿原市大久保町 320番 11 6階)
			演習(A グループ・B グループ午前・午後に分けて実施) 2 回目・3 回目 : 介護労働安定センター 講習室 (奈良市大宮町4丁目 266-1 三和大宮ビル 2 階)

※実地研修は、講義・演習とは別に、所属する施設(事業所)等において実施することが必要です

募集対象者	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所(地域密着型・認知症対応型を含む)、小規模多機能型居宅介護事業所(看護を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、障害者(児)施設等(医療施設を除く)、居宅介護事業所等に就業している介護職員等、及び特別支援学校に勤務する教員、保育施設で勤務する保育士で、県が受講決定した者※実地研修については、原則受講者が勤務する施設(事業所)で当該研修終了後実施するため、受講申込にあたっては、自ら研修場所を確保することが可能な者であること。
テキスト	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のHP掲載の「平成 30 年度障害者総合福祉推進事業で編集された『喀痰吸引等研修テキスト第三号研修(特定の者対象』」を各自でダウンロードして研修当日に持参してください。 (奈良県HPからもダウンロード可)テキストURLは下記https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu 07.html#houkatsu html#houkatsu 07-01※長時間の講義のためスマホを使っての受講・会場の電源の使用は不可とさせていただきます。

受講対象:今年度の喀痰吸引研修(第三号研修)の実地研修の指導者となる予定の医師、保健師、助産師又は看護師

指導者養成講習

募 集:申込書を介護労働安定センター奈良支部にFAX(0742-35-2707)で送付してください。

講習内容: 申込後、指導者用マニュアル及びDVDを送りますので各自、自己学習をしてください。 自己学習実施後、介護労働安定センター奈良支部に報告書を提出してください。

問合せ先:講習内容 ⇒(公財)介護労働安定センター 奈良支部 (担当者:烏谷、鈴木) TEL 0742-35-2701

〒630-8115 奈良市大宮町4丁目 266-1 三和大宮ビル2階 FAX 0742-35-2707

問合せ先:募集関係 ⇒ 奈良県医療・介護保険局地域包括支援課福祉人材確保・育成係 TEL 0742-27-8039

最新の様式を使用してください

奈良県喀痰吸引等研修に伴う様式について、以下のとおりとなりました。つきましては、**最新の様式**を使用していただきますようお願いいたします。

- ●令和6年4月1日より、**指導看護師等の評価票の確認欄以外**の全ての様式が**押印廃止となりました**※古い様式をそのまま使用するのはやめてください。
- ●指導看護師等の確認欄の記入については**押印または自署**となりました
- ●提出する宛先(所管課)が変更となりました

長寿・福祉人材確保対策課 → **地域包括支援課**

▶ 最新の様式は、こちらよりダウンロードしてください

https://www.pref.nara.jp/34776.htm

県民情報>県の組織>福祉医療部>医療・介護保険局

- >地域包括支援課>7 福祉・介護人材の確保・定着
- >介護職員等による喀痰吸引等実施について(不特定の者対象(1号2号))
- >介護職員等による喀痰吸引等の実施について(特定の者対象(3号))

